

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは？

消費税の10%と、軽減税率8%、の区分に続き、面倒くさい税制が令和5年10月1日から始まります。従来、免税事業者（課税売上高が1,000万円以内）は消費税を預かって納税しなくて良いのは不平等だとの意見から、免税事業者からの課税仕入れについては税額控除が出来なくなるという事です。

よく分からないので、先日、税理士さんに聞いてみました。私が理解できた範囲で、この税制についてまとめてみました。

*適格請求書に記載された仕入消費税は、売上(預り)消費税から控除できる。所定事項を記載した帳簿及び適格請求書を保存する。課税事業者からの仕入れでも適格請求書でなければ控除できない

*適格請求書を発行しようとする事業者は令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署に提出し、登録番号を受ける。(令和3年10月1日から始まっている)

*適格請求書には登録番号、取引年月日、税率ごとに合計した税抜き価格又は税込価格、税率ごとに合計した消費税額、納入先事業者の氏名又は名称を記載する

*適格請求書の税額端数処理は請求書ごとに、税率別に1回行う。

*免税業者からの課税仕入れについては税額控除が出来ない。但し、移行期間中(令和5年10月1日～令和11年9月30日)は2段階の割合で控除が認められる。

免税事業者が取引から排除される恐れがある場合は、免税事業者は適格請求書を発行する為に、所轄税務署長へ課税事業者選択届出書を提出し、課税業者としての登録番号を受けなければならない ……………etc

全国間税会総連合会は、従前方式の継続適用または導入時期の延期を要望しています。詳しくは、国税庁ホームページ、又は公認会計士さんや税理士さんにご相談ください。

【情報】

ウクライナ侵攻と木材需給！

2月24日のロシアのウクライナ侵攻以来、各国が経済制裁を打ち出し、それに対しロシアも報復措置を発表した。日本などを非友好国とし、輸出等の制限を発表した。

ロシアは世界の20%の森林を所有し、原木や製材品、単板は日本海側をはじめ多くの工場で大規模に使用されてきたが、年初からの原木輸出関税80%に加え、今回、最恵国待遇を解除したことで輸入関税も製材品で8%(+3.2%)となり、輸入元請にとっては、量のみでなく輸入コスト負担も大きくなった。ロシアからのエネルギー供給も制限されることで欧州からの木製品輸入も制限される見通しだ。今後国産材の取合が始まれば、昨年続くウッドショックの再来が懸念される。

【定休日】

4月は2, 3, 9, 10, 16, 17, 23, 24日

5月は1, 2, 3, 4, 5, 8, 15, 22, 29日となります

宜しくお願いします



川内市 ひらさ桜まつり (3/27)